

平成29年第4回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成29年4月20日

午後2時30分～午後4時44分

場所：昭島市役所 庁議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、ただいまから第4回教育委員会定例会を開会いたします。

なお、本日新たに着任をいたしました神菌指導主事は、公務のため欠席をいたします。

会議に入る前に4月1日の異動で説明員が変わりましたので紹介をいたしたいと思っております。

○庶務課長（近藤俊哉） それでは、平成29年4月1日の人事異動に伴いまして、教育委員会説明員に異動がございましたので紹介させていただきます。

学校教育部長の高橋功でございます。

○学校教育部長（高橋 功） 高橋です。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（近藤俊哉） スポーツ振興課長の橋本博司でございます。

○スポーツ振興課長（橋本博司） 橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○庶務課長（近藤俊哉） それから私、庶務課長の近藤俊哉でございます。よろしくお願いいたします。

それとあと、先ほど教育長からもありましたが本日公務のため欠席ですが、雑賀指導主事の後任として神菌指導主事が昭島市教育委員会に派遣されました。

以上になります。お時間をいただきましてありがとうございます。

○教育長（小林一己） それでは、会議に入りたいと存じます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございます。

初めに前回の会議録の署名についてであります。既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、委員会会議規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員でございますが、5番の白川委員と1番の私、小林でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告に移ります。

それでは、私のほうから年度当初ということで、今、小中学校につきましては始業式、そして入学式も無事に終わって、順調に新年度のスタートをしたという報告を私のほうで受けております。先ほど市の人事異動で説明員の紹介をさせていただきました。各学校におきましても転入、転出等の多くの異動があり、そのうち校長の異動につきましてちょっとお話をさせていただきます。

中学校長の異動はありませんでしたが、小学校では玉川小学校の岡部校長が武蔵野小学校に異動しております。また中神小学校は新たに松井校長、そして玉川小学校は新たに稲垣校長がそれぞれ着任しております。また、田中小学校ですけれども、引き続き土屋校長となりますが再任用校長という形で受け入れておりますので、委員の皆様方もよろしくお願いいたします。教育委員会、そして各学校も新たな体制となりましたので本年度もよろしくお願いいたします。

また、生涯学習部のほうですけれども、市の拠点として市にとりましても重要な施設となります(仮称)教育福祉総合センターにつきましては、開設に向けまして本年秋から3カ年の工事を予定しています。また今後、委員さんの御意見を今まで以上に頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、教育委員会名義の使用につきましてはお手元の資料のとおり6件、承認をしております。

私からの報告は以上でございます。

ただいまの報告について質疑並びに御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で私の報告を終わります。

日程5、議事に移ります。議案第11号「平成29年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について」説明を求めます。

○統括指導主事(長崎将幸) 議案第11号「平成29年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

本案件は、昭島市立学校第三者評価委員会委員を教育委員会が委嘱する必要があるため提案したものでございます。議案に記載されております委嘱予定委員は、平成28年度の委員と同一になっております。

今後5月から第三者評価委員会を開催し、各委員のお立場から指導、助言をいただき各校の学校運営の向上を図りたいと考えております。なお、今年度につきましては、昨年度に引き続き教員の指導力を重点に定め評価を行ってまいります。

以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長(小林一己) 議案第11号について説明が終わりました。

本件に対する意見、要望等をお受けいたします。

よろしいですか。それでは以上で質疑討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおりに決することに御意義ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(小林一己) 御異議なしと認め、議案第11号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第12号「平成29年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」説明を求めます。

○統括指導主事(長崎将幸) 議案第12号「昭島市立学校学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

学校評議員につきましては、昭島市立学校の管理運営に関する規則第10条の4の規定に基づきまして、昭島市立小学校及び中学校に昭島市立学校学校評議員を委嘱する必要があります。なお、関係機関で人事異動があった際には、後日一部追加して御報告させていただくものがあります。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長(小林一己) 議案第12号について事務局からの説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

○委員（紅林由紀子） この学校評議員の、ここに書いてある皆様については、私は何も意見はございませんし結構だと思うんですけども、学校評議員の定員の上限はもう少し多い、上限にまでなかなかいかない学校も結構多いのかなというふうにごちらの書類を見て感じました。それが少し気になりまして、やはり学校評議員制度が取り入れられてもうかなり長くなっていると思うんですけども、やはり評議員は、やっぱり学校の外から学校を日ごろ見るという役割があると思いますので、そして校長先生にいろいろと御意見を申し上げたり校長先生の相談に乗ったりというような役割があると思いますので、やはり少人数でメンバーがやはり固定化してしまうと、なかなか風通しが悪くなってしまうのかなというふうにも少し感じます。そして、やはりいろいろな役職の方がなっていっていらっしゃいますけれども、いろいろな面から学校を見るという意味ではさまざまな役割の人を入れていくことが大事なのではないかと思ひまして、例えば放課後子供教室のコーディネーターとかになっていらっしゃる場所もありますし、でもなっていない場所もありますし、あと学校の学童のところで働いていらっしゃる方で子供の様子を見るということも、そういう方の声を聞いたりとか、あと地域の見回りをしているいらっしゃる方、あとは外部の方として学校教育の中で何か受け持っているいらっしゃる、指導をしているような方とか、そういった方、さまざまな役割の人が入っているほうがいいのかというふうに思ひます。そういう意味ではやはり5名ぐらいでいいのかという点、そして役割に少し偏り、ずっとその役割の方がずっと続いていくという点では、だとしたら少しやっぱり意見が偏ってしまうのではないかとこのところが少し気になるかと存じます。

そしてやはりこの評議員になることで、より学校教育に関心を持っていただきより支援者を増やしていくといった意味合いもあるんじゃないかと思ひますのでメンバーの固定化というのが制度の固定化を招きかねないし、そのところは何か校長先生方に助言されたりとか指導課のほうでされたりとかそういうことはしていらっしゃるのでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） まず、学校評議員の定数は各学校8名以内ということになっております。中には役員の変更等がある、そのあとに追加して委嘱という形が例年ありますので、その際にはまた御報告をして審議いただき、議案として提出をさせていただきたいと思ひます。今、委員からいただいた御意見につきましてはやはりその通りだと思ひますので校長会等を通じて各校長先生方にお伝えして、今後、来年度以降の学校評議員の選出にあたってはそのようなことを留意して選出していただくように依頼していきたいというふうにご存じます。

○委員（紅林由紀子） どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（小林一己） ほかに何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、以上で質疑討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 12 号は原案どおりに決しました。
続きまして、議案第 13 号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは、議案第 13 号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」提案理由ならびにその内容の御説明を申し上げます。

昭島市学校給食運営審議会委員につきましては、選出区分が小学校長である委員は小学校の校長会から推薦をいただき委嘱をしておりますが、このたび校長会から役割分担の変更に伴います委員の退任及び補欠委員推薦の申し出がございました。このため選出区分が小学校校長である中神小学校長俣田康之委員の補欠委員として、議案書に記載されておりますとおり拝島第二小学校長、前田元氏を平成 29 年 4 月 20 日から前任者の残任期間である平成 30 年 7 月 31 日までの間、昭島市学校給食運営審議会委員として委嘱いたしたく、本議案を提出するものでございます。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第 13 号について事務局からの説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

よろしいですか。以上で質疑討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり決しました。

議案の審議が終わりました。続きまして、協議事項に入らせていただきます。今回の協議事項につきましては、かなり濃い内容だと考えております。委員の皆様からも多くの御意見を頂戴したいと思ひまして、本協議事項につきましては、私としましては今回と来月、この 2 回にわたっていろいろ御意見を聞こうかなというふうに考えておりますので、あわせて御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項です。協議事項 1 「(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館及び新郷土資料室の運営について」説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それでは、協議事項 1 「(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館及び新郷土資料室の運営について」御説明いたします。

(仮称)教育福祉総合センターの運営方法につきましては、当センター建設計画庁内検討委員会を中心に検討を重ねた結果、図書館と郷土資料室が入る新築棟につきましては、指定管理者制度の導入が適当であるとの考えに至りました。これについて御協議を賜りますようお願いいたします。

お手元の資料を御覧ください。まず、新図書館及び新郷土資料室の運営方針策

定に至る経過ですが、まず平成8年度に昭島市庁舎跡地土地利用基本構想を策定いたしました。市役所の庁舎が昭和町からこちらに移転する際に、その跡地に図書館、郷土資料室、教育センターの3つの機能を持った社会教育施設を整備する方針がここで示されました。その後、検討する中で、2の昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会を設置をいたしまして、社会環境や市民ニーズ等から施設のコンセプトを検討し、新たに男女共同参画ルームの機能を持たせ、また運営手法につきましても直営、業務委託、指定管理者制度、PFIの4方式で検討を行いました。その結果、平成23年度に昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針基本計画を策定いたしました。この中で運営手法につきましては、施設のコンセプトの実現性や市の財政負担、市民サービスの向上等の観点から最も効果的な手法を選択するとして、図書館につきましては、これまでのサービスに加え、新たなニーズやICTに精通する人事などの確保が必要となることから、市の職員のみで対応することには限界があるとされております。また、郷土資料室につきましては、収蔵庫の管理、保存やプログラムの企画、実施、教育機関との連携等に知見を有する人材の確保が必要であるということが示されました。この方針に基づき検討を進める中、平成26年6月の市議会全員協議会におきまして事業用地をつつじが丘南小学校跡地に変更し、また児童福祉の機能を加え、名称を「(仮称)教育福祉総合センター」に変更し整備することが決定いたしました。

この変更の際しまして、施設の整備につきましては市が行うこととしたため、PFIにつきましてはこの時点で運営手法の検討から除外をいたしました。そして(5)になりますが、(仮称)教育福祉総合センター建設計画庁内検討委員会を平成26年11月に設置をいたしまして、運営方法の具体的な検討を重ねてまいりました。その中で業務委託方式につきましては、業務の一部を委託するためすべての業務を一体的に行うことができず、効率的ではないなどの理由から検討から除外をいたしまして、直営と指定管理者制度の2方式について比較検討を行いました。検討の内容については、また後ほど御説明させていただきますが、その結果、指定管理者制度の導入が適当であるとの結論に至りました。この検討結果につきましては、平成28年度第3回の昭島市市民図書館協議会で協議をいただき、一定の理解をいただきました。また同じく第3回の昭島市行財政改革推進会議で協議をいただいたところ、指定管理者制度の導入を推薦するとの結論に至ったところでございます。

続きまして、2の図書館及び郷土資料室の今後のあり方についてでございます。

まず、図書館につきましては、第2回の定例会で御議論いただき策定をいたしました昭島市市民図書館基本方針・基本計画のとおり、こちらに記載の5つの基本目標を掲げまして地域に開かれた知の拠点を目指します。

郷土資料室につきましては、地域固有の文化遺産の調査、収集、情報発信の拠点として市民とともに地域の歴史文化を学び、後世に伝え、郷土を愛する心を育むための施設といたします。また図書館に併設される利点を最大限に生かし、より広範に昭島の歴史、風土など総合的に提供できるような運営体制が適当であります。こうした考え方につきましては昭島市文化財保護審議会からも御提言をいただいたところでございます。

続きまして、3の新図書館及び新郷土資料室の今後の課題についてございま

す。

新図書館につきましては、面積、蔵書数、来館者数の増加が見込まれるため、配置する人員を増やす必要があります。また、ICT等を活用した市民サービスの向上を図るため、専門的知識を有する職員の確保及び適正な配置、これが課題となっております。

新郷土資料室につきましては、体験展示や関連講座を実施するほか開館時間を拡大することから来館者の増加が見込まれるため、配置する人員を増やす必要があります。また、文化財関連の講座やデジタルアーカイブ化などサービスの向上を図るため専門的知識を有する職員の確保というのが必要となります。

次に、4の新図書館及び新郷土資料室の運営についてでございます。それぞれの施設のあり方の具現化や課題の解決、またコストを抑えた持続可能な運営を行うための運営方法について具体的に検討を行いました。検討は、平成19年に策定をいたしました指定管理者制度導入に関する基本指針における3つの検討の視点に基づき直営と指定管理者の比較を行いました。

まず、1つめの視点ですが、施設の設置目的に照らして公正・公平で安定した管理、運営が確保されるかについて比較を行いました。市民の課題解決に向けた多様な情報サービスを提供する施設として、安定した管理、運営を行うためには十分な経験と本市の特性に配慮した継続的な運営が不可欠であります。直営では、このような大規模館の運営実績がないと、そういったことや、また専門職の採用を行っていないという現状において、専門性や経験を有する職員の継続的な確保が困難となっております。

一方、指定管理者制度におきましては事業者は大規模館や郷土資料室を併設した図書館の運営経験、ノウハウを備えており、また、人材の確保、育成の手法も確立されており安定した運営が期待できます。ただ一方で自治体の運営のノウハウが失われてしまうのではないかと懸念もございますが、引き継ぎ書やマニュアル等を整備することで保持できるものと考えております。

次に、2点目の市民満足度の高いサービスの提供ができるかについてです。現図書館では、職員に対する司書の割合は30%程度であります。市民の学習意欲にこたえるため、新館では郷土資料室も含め専門職を増やす必要があります。その確保が難しく、また研修、養成制度がなく専門性の確保が困難となっております。これに対しまして指定管理者制度では人材の確保、育成の手法が確立されており適切な人員配置が可能となります。これにより積極的なイベントの展開などが可能になると考えております。

次に3点目の、効率的・効果的な運営と経費の節減が図れるかについては、指定管理者制度では、サービスをより低コストで提供する民間のノウハウによりまして、効率的・効果的な事業の実施や、予算制度にしばられないタイムリーで機動的な事業の運営が可能となります。反面、図書館、郷土資料室は収益のある施設ではないため、入場者数が増えることによりその分、指定管理者の負担が増大することからサービスの低下が懸念されますが、こちらにつきましては、指定管理者の更新時にこれまでの業績に対する加点制度というものを設けることでサービスの質を確保できると考えております。

以上の検討を行った結果、新図書館及び新郷土資料室の運営には指定管理者制

度の導入が適していると判断をいたしました。

次に、5の指定管理者制度の導入にあたっての市の役割についてでございます。まず(1)といたしまして、モニタリング評価の仕組みづくりをいたします。指定管理者が行うサービスが条例や規則などに従い適切に提供されているかを市が定期的に確認、評価を実施し、結果を公表します。必要に応じ業務改善について指定管理者へ指導・助言を行います。こうした一定の仕組みをつくります。

(2)で組織体制の構築です。指定管理者の業務を日常的に点検・評価するため、同一の施設内に市の組織を設置いたします。点検・評価にあたっては必要に応じ図書館協議会や文化財保護審議会の助言をいただきながら、次に記載されている項目に重点を置きまして行います。

まず新図書館につきましては、基本方針・基本計画の目標達成に向けた運営がなされているかや、各方針や基準などに沿った資料の収集、選定、廃棄がなされているかなどについて行います。

また、郷土資料室につきましては、指定管理者が行う展示やイベントが昭島の歴史や文化を学び、郷土愛を育み、人を呼び込むという目的を果たしているかや、収蔵民具等が適正に管理されているか、また市資料の頒布やホームページの更新が適切に行われているかなどについて行います。

市が指定管理者の業務を点検しPDCAを行うことで、より一層のサービスの向上が図れるものと考えております。

今後の(仮称)教育福祉総合センターの開館につきましては記載のスケジュールを予定しております。

以上、大変簡略な説明で恐縮ですが、新図書館及び新郷土資料室の運営について御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） それでは協議事項1についての説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見、要望等をお願いいたします。

○委員（白川宗昭） 細かいことはともかくとして、今日一番の中心課題は、指定管理者にするかどうかこういう問題だろうと理解して、細かいところはまた思っておりますけれどもいろいろ私も文化財委員なんかもやっているものですから、いろいろこの間も話が出ておりました、それを踏まえての話というふうにさせていただきたいと思うんですけども、図書館のほうは、比較的指定管理者というのはフィットするという感じは元々持っておりました、図書館協議会のほうでもいろいろと御意見が出されてその上でできていることだと思います。文化財のほうも最近になりましていろいろ話題が出てまいりまして、また情報もいろんな所から入っております、資料館につきましても指定管理でやっているという所が結構あるということが最近わかってまいりまして、またいろんなことを聞いてみますとそれでうまくいっているという事例も多々あるように承りました。そんなことで、基本的には人材確保というのが一番大事なことなんですけれども、その辺も含めて指定管理者制度でいけるんじゃないのかなというふうな感じを私自身は持っております。それは基本的な考え方です。

ただ、郷土資料室のほうは、どちらかというと地域が限定された内容ですね。

図書館というのはいろいろな分野の本をそろえておかなきゃならないとかいうので、ちょっと内容が違うわけなんですけれども、資料室のほうは、この地域というものをよく知っている人を、そういう人がいるかどうかというようなことなんですけれども指定管理者が集められるのかということもあります。集められるのかもしれませんがちょっとその辺に不安を感じるわけです。文化財委員会というのがあるわけなんですけれども、先生方もこのことについては十分理解をしております、ぜひ一つ、我々も使ってほしいんだというふうな意見を非常に強く希望している方もいらっしゃいます。そういう意見を取り込みながら、あるいは活動とか具体的な仕事をやっていただきながら、指定管理者とうまく調整をしながらやっていけば、私はすばらしいものができてくるんじゃないかなというふうに思います。

例えば、国立博物館だとかあちこちの博物館に行きますと、学芸員がどこでもいるわけなんですけれども、学芸員は各専門的な分野を持った学芸員、それを研究する学芸員と、それから教育・展示というものを中心とした学芸員もいるんです。両方相まって運営しているわけです。昭島の場合、その研究するほうの学芸員を何人もおこななきゃならないですけどもそういうことはできないわけですし、むしろ展示・教育ということに長けた、それなら一般論でいけるわけですので、そういう方がいらっしゃれば、あとは我々文化財委員とか市民の中でもいろんなサークルもありますし、あるいはボランティアの人たちもいらっしゃいます。そういう人たちを取り込んでやっていけば何とかやっていけるんじゃないかなというふうな印象は持ったわけでありまして。

要は、昭島らしさをどういうふうにこれからもそのことについてもうちょっと深められるかということが大きな問題。それからあとは、最後はモニタリング、評価、チェック機能といいますか、一言で言えば、そういう立場での市の役割というようなものが書いてありますけれども、チェック機能だけじゃなくてその指定管理者と市の側が、あるいは文化財とか市民とか、協力体制というものをつくるにつくっていくかということです。チェックするということが、上から目線じゃなくて、お互いに市民あるいは文化財委員、そういう人たちとどういった協力体制ができていくか、それにかかっているんじゃないのかな。その辺がうまくいけば昭島らしい資料室ができていくんじゃないかなというふうには私は感じております。ぜひ一つ、その辺のところ、これから詰めていかれるんだと思うんですけども、ぜひお願いをして、市民参加、あるいは昭島らしさというものをきちんと構築できるような体制にしてほしいということです。

それからあと、先走るのかどうか知りませんが、もう一つの大きな問題は今のところ「仮称」でずっときているわけですよ。いつまで「仮称」でやるのかなと。どこかでコンセプトができ上がったところで、こういうのでいこうというものがそろそろ出てきてもいいんじゃないかなというふうな感じがするですよ。それは図書館についても市民図書館でそのままいくのか、郷土資料室は資料室でいくのかということですよ。その辺もやっぱりそれだけいろいろ基本方針が出てきているわけですので、少し詰めて提案をしていただければいいかなと、そういう時期に来ているんじゃないかと、あわせてやっぱりこういうふうなやっていかないといけないんじゃないかなという感じがいたしました。

ちょっとまだいくつかありますけれども細かいことですので。いかがでしょう。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 今、白川委員より貴重な意見をお伺いしました。私のほうからは昭島らしさを出した施設と、それから市民参加のところの2点、モニタリングを含めてこちらについてお答えをさせていただきます。新郷土資料室の考え方ですが、まず文化財そのものは、実はこの新郷土資料室だけでは何も語ることはできなくて、昭島中にたくさんの文化財があって、そしてまた地理や地形、また歴史、それから人の生活用具、こういったものを昭島全体として文化財の行政を行っております。新しくできます郷土資料室は、現在の郷土資料室のバージョンアップをさせて、そこのところで昭島を知っていただく拠点ということで、ここに来れば昭島に興味を持つ、昭島がわかる、そういった凝縮したものを詰めていこうと考えております。そこで培ったものが昭島のその部屋から出て文化財に触れ、地形、地理、環境、自然こういったものに昭島の愛を育んでいただける最初の拠点になればいいなと考えております。

したがいまして白川委員から言われましたように、昭島らしさということですので、ここに来れば昭島を知ることができるというところで私どもは展示等のコンセプトを考えております。また、モニタリングを含めて市民をとく、文化財保護審議会委員さんの、またはそれぞれ市民の方で研究されている方々の知恵も非常に貴重なものと考えておりますので、風通しがよく、展示とか学習とか講座とかそういったものがつくれるように、いかに意見を取り上げられるようなシステムづくりができるか、こちらは御意見に従って一番重要なこととして考えていきたいと考えております。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 名称についてですけれども、ここでやっぱり正式な名称をつけていかなければいけないというふうに考えております。この(仮称)教育福祉総合センターというのは、新築棟と既存校舎を含めた名称となっております。それで、ここでこうした運営方法等が決まりましたらそれに伴って条例も制定をしていきますので、そうした中で既存校舎を含めたといいますと、この教育福祉総合センターという名前がマッチしているのかなというふうにも考えておりますが、いずれにいたしましても条例制定に向け名称のほうは決定していくということは考えております。

○委員（白川宗昭） 今、名称の問題については、ぜひ一つ今後の課題としてよろしくお願ひしたいなと思っています。それから図書館、郷土資料室のほうはいろいろ御説明がありましたのでよくわかりますけれども、要するにそこに行けば昭島のことを調べることもできるし何か見ることもできるしと、そういう意味での拠点、それがやっぱり大事なことだろうと思います。それから、最近では歩いて外国人の方もたくさんいらっしゃいます。それから外から商業施設なんかもありますので市外からも来る人もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。そういう人たちにもやっぱり寄って見ていこうかなという気持ちを起こさせるということが大事じゃないかと思います。それから同じことですがけれども外国からの方、少なくとも例えば英語で説明、パンフレットの英語のものがあるとか、そういう

ふうな、オリンピックもありますし国際化というものを意識したそういう施設づくり、ぜひそういうものもどこか念頭に、一文でもいいですからどこか入れてほしいなという感じがいたします。オリンピックや何かに向けてぜひ一つそんなようなことも考えていただきたいと思います。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 今、市外また外国の方に向けて国際化ということでお話をいただきましたけれども、新築棟につきましては以前にも御説明させていただきましたが、オリンピックの開催、また立川のほうにも国際法務総合センターが建築されるということでますます国際化の進展が進んでいるということの中で、新築棟につきましては、国際交流教養文化施設という位置づけで考えております。そうした中でパンフレットを多国語で作成するですとか、中の案内表示なんかも何か国語かで作るというようなことは考えております。

○委員（白川宗昭） わかりました。よろしく願いいたします。

○委員（石川隆俊） 昭島市のサイズと同じぐらいの市というものは全国にいくつあるか知りませんが、大体、昭島市ぐらいのサイズになると施設収入が、大体図書館数が3,000ぐらいある。だから図書館を持っている市というのは全部じゃないだろうと思うんです。昭島市の今度できる図書館というのは、その中では他の一般的な市と比べて極めて中ぐらいなものか、それとも相当上等なものか、あるいは少し小さいものか、その辺の規模の問題を一つ伺いたいと思いますね。

それからもう一つ、私は図書館というものは、それぞれ国会図書館から始まり大学、その他の公が持っているものと当然こういうところの図書館とは目的が違うかと思ったり、そういうことも考えるとあんまりお金をかけるということはこれは大変なことになるわけで、その辺のバランスをちょっと伺いたいと思います。

○新図書館担当課長（磯村義人） 今、全国図書館を設置している自治体というのは市町村で平成27年の数字ですけれども1,314自治体ございます。その中で図書館数が3,182となっております。また、東京都の中でですけれども、多摩のざっとですけれども多摩地区26市の平均的な蔵書数、市民一人あたり個冊程度ということになっておりますが、今現在、昭島市の蔵書が37万冊程度になってございます。これが新しい図書館になりますと、およそ50万冊に届くかなというふうに考えてございますので、大体多摩の平均ぐらいにはなってくるのかなと。

○委員（石川隆俊） 平均ぐらいですね。

○新図書館担当課長（磯村義人） を目指して。オープン当時にそこまで新しい図書館は40万冊規模にはふくらみませんが、最終的に収まってくると多摩の平均ぐらいにはいくかなというふうには考えております。

図書館のレベルですけれども、大きいところはやはり大きいんですけれども、何を指標にするかということもございまして、蔵書数で申しあげますと、

例えば近いところで小金井市が44万冊ですとか、青梅市が人口13万6,000で59万冊ですとかという形になりますので、若干今のところ少ないのかなというところは感じておりますけれども、また立川ですとか八王子ですとか人口の多い所になりますとやはり蔵書数も格段に上がってくるような形になってございます。

○委員（石川隆俊） 区や何かでは大きい図書館があつて、さらに分室みたいになっているんですか。区部では。

○新図書館担当課長（磯村義人） 23区ですね。23区ですとそういうところも多ございますけれども一つひとつの図書館が大きいというような形のイメージは持っています。

○委員（石川隆俊） なるほど。ありがとうございます。

○委員（氏井初枝） 指定管理者制度に関していろいろ御心配の声があるように聞いています。これは全国的にもまだ半分もっていないとか、東京近隣の市町村の中でも少ないというような状況の中で、いろんな不安の声が出るというのも致し方ないかなという気もしております。ただ、昭島のことを考えた場合に教育福祉総合センターという立派な施設ができるわけで、いろいろな今まで取り組んできたものを生かしながら、よりバージョンアップしていくいい機会になるときかなというふうに思っております。指定管理者制度のそういうのを取り入れた図書館の視察に行く機会があつたんですけれども、数年前のことなんですが、あります。それは全国的にもすごくうまくいっている所だということでもかなり有名な図書館だということがあとでわかつたんですけれども、すごく活気に満ちていていい使われ方がされているのではないかなというのを実感として感じてきたという経験があります。指定管理者制度を取り入れて、ちょっとマイナス面が出たというのも耳に入っているんですけれども、ですからどういうところにその指定管理者制度が落ち着くかというところが私はすごく大きいかなという気がしています。それを取り入れないというのはコスト面とか何かでいろいろ問題があるというので、指定管理者制度を取り入れるということには基本的には賛成です。ただ、そこがどういうところなのかというのを本当に吟味してやっていかないいろいろな課題が出てしまうのかなと。ただずっとそこに止まって、ずっとそこが昭島のほうに關与するということではないという話も伺いましたので、いろいろなところは選んでいただいて、そして例えば図書館でいいますと図書館基本方針基本計画として策定されたものなんかを大事にさせていただく、それで市のほうの大事にしているものをうまく生かしながら指定管理者側の新しいノウハウなんかも取り入れて、よりいいものができたら本当にすばらしいだろうなというふうに思います。いい施設ができたならばやっぱり多くの人に有効活用していただきたいですし、皆さんの期待の声もすごく大きいと思うんですけれども、ですから私はやはり指定管理者がどこになるのかというところがすごくポイントになってくるかなということを感じております。

以上です。

○新図書館担当課長（磯村義人） 指定管理の事業者についてまずお答えします。これにつきましても、第3回の図書館協議会のほうでも指定管理のことについて話し合いがありました。その中でも委員の方々から透明性のある選定をしてほしいというような意見をいただいております。

実際に選定ということになりますと、先ほど説明申しあげました平成19年に策定しました指針の中でも提案型の選定方式、プロポーザル方式を選定するということが可能となつてございます。こちらでは市のほうで要求水準書というのをつくりまします。これこれこういう仕事をやっていただきたいというところでそれを網羅したものをまずつくりまします。そして広く公募して手を挙げていただくような形になります。それに対して計画を立てていただいて事業計画を立てていただき、また収支の計画等も立てていただきながらそれを提案していただき、それについてその選定委員会を開きまして、その選定委員会の中で決定していくと。その決定のまた採点等、そういうものも公表していつてその中で選定していきたいと。ガラス張りの選定ということが求められてございますのでそれにはしっかりと答えていきたいなというふうに考えてございます。

○委員（紅林由紀子） 先ほどいろいろ御説明いただいた資料をよく読ませていただくとはやはり指定管理者制度導入のメリットというのがいろいろあるのだなということがよくわかりました。とはいえ、やはり市としてこの制度を取り入れるというのはすごく大きな決断だと思うんです。やはり市民の方もいろいろな不安を感じられることも多いんじゃないかなと思うんですけれども、やはりそれがどういふものかというのが私自身も今ひとつ見えないところがあるので、いくつかちょっと御質問させていただいて素人としての基本的な質問も入ると思うんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですけれども、まずやはり指定管理者の業者さんというのはやっぱり民間ですから、それで収益を上げていかなければいけないと思うんですけれども、最初にいくらでというようなことの契約を結ぶんだと思うんですが、その中でやっぱりその業者が収益を上げていくためには、いろいろな方法があると思うんですけれども、例えばいろんな事業をされる、イベントをされたりとかそういうときにそれが有料化されることもあると思うんですけれども、それが要は市としてふさわしいものかどうかは都度、市がチェックできるのかというようなこと、それが一つと、あと先ほど白川委員のほうから協力、市民との協力体制というのが非常に重要なんじゃないかということがありまして、私も本当にそうだなと思うんですけれども、現在、市民図書館でも郷土資料室でもボランティアの方がいらっしゃると思うんですけれども、そういう方との関係はどうなっているのかというようなこと、やはりそのボランティアの方がより生きがいを感じてより活躍の場が増えていくような、そういった形を考えていつてもらえるのかというようなこともちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それと図書館に関しましては、蔵書数、先ほど御説明いただきましたけれども、その民間に指定管理者にした場合、蔵書の購入費というのはその枠内に入っているものなんですか。それはそれで別立てになるのかというのは、その資料をどういふふうにかつていくのか、すごく細かい日常的な話でいえば、すごくヒットし

た大人気の本が出た場合、すごく図書館に予約が殺到しますよね。そうすると複数本を買ったりすることがあると思うんですけども、それをやっぱりどこまで買うかとか、そういうことの判断はその業者さん任せになるのかというようなそういう細かいこと、資料購入費が別枠にならないでそこに含まれているとしたら、そこに少し制限がかかったりとかそういうことがあったりしないだろうかというようなそういうこと、あとそれから業者選定、先ほどプロポーザル方式のお話をいただきましたけれども、いくらでやるということと提案と、というセットだと思うんですけども、その業者さんの実績、そういうものも一緒に見ることができるとかということで、今指定管理者制度もどんどん増えていく方向にあると思うんですけども、そういう場合、どんな業者が参入して、例えば介護施設とかでも、やはりいろんな業者が参入して、異業者であったがために失敗しちゃったという話もいろいろニュースとかで聞きますので、そういう意味でやはり実績のある信頼の置ける、先ほど氏井委員がどこにお願いするか大事というお話がありましたけれどもやはりその選定の際にそういう実績のある信頼の置けるところを選べるのか、プロポーザル方式で、という点も少し不安を感じますのでその点を教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。すみません。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 私のほうから事業者が行うイベントについてですけども、基本的に図書館、郷土資料室につきましては収益の上がる施設じゃないので、通常どおりのというか市が想定しているイベントを行っていただくというのもあるんですけども、やはりそれ以外にも指定管理者となりますと収益という部分でそういう自主事業というか、そういうこともあると思います。ただ、それをコントロールするというので定期的に指定管理者と市と教育福祉総合センター全体の会議等を設けて、そこでいろいろ打合せするとか事業計画で挙げていただくとかいうことで協議をしながら進めていくということは可能だと考えております。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 私のほうから市民ボランティアのうち、郷土資料室についての扱い方についてお答えをさせていただきます。

現在水曜日、ボランティアの方に来ていただきまして郷土資料室を開館していますが、新しくできた新築棟のほうの郷土資料室、指定管理の中でやっていただくんですが、実は既存棟のほうに民具の展示室とそれと体験学習室、それからここは一般的には入らないのですが収蔵室、民具とか遺物の。それとそれを修理・補修する作業室がございまして、こちらのほうの案内とか作業のお手伝いとか、それから研究とか、この辺で今のボランティアさんをもうちょっと意識付けをしていっていただきながら大いに活用していきたいというふうに考えています。また、文化財全体では文化財めぐりとか昭島市全体の中でもボランティアのほうの育成も行っておりますので、そこもあわせて市民の参加を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○新図書館担当課長（磯村義人） では、私のほうからまずは図書館のボランティアのこ

とについてお答えさせていただきます。

図書館のボランティアにつきましては、まず配架ボランティアといいまして書架の整理をしていただく方がございます。それから朗読のほうのボランティアといたしまして対面朗読をしていただいたりとか、そういう方もいらっしゃいます。例えばその対面朗読ですとか、それは今まで培ってきた本当に大切なものでございまして、市民のボランティアの方と協働でつくってきたものでございます。これにつきましては指定管理を導入したとしても、市が今度評価等をするセクションが残りますので、橋渡しとなりながら定着させて引き続き継続していきたいというふうに考えております。さらにまた、施設も大きくなりますことからさらなる協働の可能性もあるかと思えます。多くの市民の方に携わっていただくというか協力していただきながら図書館を充実させていくというのが一つ、模索できたらなどは思っております。

続きまして、資料の購入でございます。資料の購入については、指定管理制度だからこうだよという決まりはございませんけれども、例えば最初の契約の中でいくらですよと、その中でこの金額以上は買ってくださいねというような契約がある場合もございまして、資料の購入は市がそのまま受け持つ場合もございまして、これは今後また検討していかなければいけないなと思っております。ただどのような形になったといたしましても選書、これにつきましては全部の本すべての本につきましては市が必ず目を通して承認をして購入していくという形を取ってきたいというふうに考えております。やはり選書というのは大事ですのでその部分はしっかりと係わっていかなければいけないなと。あわせて先ほどもう1点御質問がありました予約が殺到したような本についての取扱いというのもございます。これにつきましても、やはり今現在でも一度に何百件という予約の本というのが年間に何冊か出ますけれども、それについてはある程度冊数はまとめて購入する部分もございまして、これにつきましても必ず市の承認が必要な形で検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、プロポーザルのほうのその実績等が考慮された形で選定ができるのかという御質問をいただきましたが、こちらにつきましてはその選定の基準の中で、例えば価格については何点ですよ、実績等、会社の実績等については何点ですよ、計画の内容は何点ですよという形ですべて配点を組みまして、その中で評価をしていくということになりますので、その中で必ずその会社の実績でありますとか規模でありますとか、そういうことも考慮されていくものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（石川隆俊） 実際には最近は一種の外部委託という形かと思いますが、そういうものというのはいろんな分野でもって行われていますが、図書というようなものに関して、そういうもので、こういうところにやっていいという意欲を示すという団体はいくつぐらいあるんですか。

○新図書館担当課長（磯村義人） その図書館の業務に興味を示している会社ということですか。

○委員（石川隆俊）　そういうことです。

○新図書館担当課長（磯村義人）　すべてが網羅できているわけではございませんけれども、それほどは多くはないと思います。実績のあるところで申し上げますと一桁の前半かなとは思いますが。

○委員（石川隆俊）　一桁はあるんですか。

○新図書館担当課長（磯村義人）　はい。指定管理、すべての事業者ほとんど株式会社なんですけど、中には財団でありますとか、公社がそのまま法人となりまして指定管理になったというようなところもございます。一般的には多くは平成27年の数字ですとやはり民間企業というのは全体の77.8%を占めておりまして、その中でもやはり会社の数というのは限られてくるのかなと思います。
以上です。

○委員（紅林由紀子）　ありがとうございました。いろいろ教えていただきました。その中でボランティアについてなんですけれども、郷土資料室のほうのボランティアと図書館のほうのボランティアのほうと、いずれにしる継続してということですが、それがいいと思うんですけれども、私自身、動物園のボランティアをしている立場で、今動物園も指定管理者なんですけれども、それで感じますのは、やはりボランティアをうまく育てていけるかどうかとか、あなたたちはこれをやってくださいみたいなふうな形だと、やはりボランティア自身は育っていかないんです。やっぱりボランティアの自主性とやはりその、言ってみればプロの人たちとの交流がやっぱり頻繁に行えるかどうかということで、やはりそれでお互いに刺激し合って育っていくというところがあると思いますので、もちろん担当分野、担当業務というのか、それはボランティアができることとボランティアができないことはもちろんありますけれども、例えば学習会とかそういうことは民間業者だからそれはできませんじゃなくて、やっぱりそういったことをやる場を設けていただけるような、そういった姿勢というのがすごく必要なんじゃないかなというふうに思います。やっぱり新しい施設に市民がより多く関わっていくことで市民自体の知的レベルが上がっていくとかそういうことへの参画意識が高まっていくような施設になっていくことは知の拠点といったコンセプトにも合致するんじゃないかと思っておりますので、その辺をぜひお願いしたいなというふうに思います。

それともう一つ、先ほどのチェック機構のお話で、図書館協議会や文化財審議会の御意見もいただきながらというお話もありましたけれども、学校で今やっている第三者評価のようなそういった仕組みがこの施設に合わせてつくってもいいのかなというふうに感じました。やはり知識とかそういった意味でのプロの方もそうですけれども、やっぱり民間がやることですから、やっぱり企業経営者の人に入ってもらったりとか、あとは市民の目から見てどうなのかといった、そういったいくつかの方向からそこを評価するような、それ用の仕組みというのがあってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういったものはおつくりにな

るようなことは、もし指定管理者制度を導入されるという場合にそういうことも考えていらっしゃいますか。

○新図書館担当課長(磯村義人) まず、ボランティアのことについてお答えいたします。ボランティアにつきましては先ほど申しあげたとおり市のほうでもこのまま継続してやっていきたいという意向がございます。これを反映させるために、まず例えば仕様書であります要求水準書の中でありましてとくにボランティアとの協働について提案をいただきたいという形で、その団体法人の姿勢をまず問うことができるかと思えます。その中でこういう形で協働していきたいというような意見もいただけるかと思えます。その中で市の組織としましてボランティアについては深く関わりながら育てていくというような形で係わっていくことができればなというふうには思っています。

続きまして、もう1点目の評価のほうなんですけれども、モニタリングにつきましては先ほど説明申し上げたとおり、まず評価、日常の評価、点検、それから是正指導、これを行っていく組織というものを図書館、(仮称)教育福祉総合センターに置くという形で申し上げました。そのほかに、それは日常的な通常の業務、先ほどの選書等でございますけれども、毎年、年次でも指定管理者からは報告というのを必ずするような形になってございます。その年度が終わって一定期間内に出すようにと。それにつきましては、例えばまだ具体的に何が決まっているというわけはございませんけれどもその年次評価、それから指定管理期間が例えば3年でありますとかこれが5年でありますとか、これもまたこれから決めなくてはいけないことなんですけれども、その期間を終えるときの評価と。何段階かの評価がございます。その中で、例えば立川市を例に取りますと、立川市の場合には一次評価というのはやはり図書館の現課が、担当課がやっております。二次評価というのを別の委員会をつくりましてやっております。本市におきましても例えばそういうものを踏襲するであるとか、また何らかの形で透明性のあるしっかりした評価、またそれを公表していく仕組みというのをこれから検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○社会教育課長(伊藤雅彦) 私のほうからは、文化財のほうのボランティアのほうです。現在、ボランティアにつきましては館外の視察研修というものを行っております。これは年に1回のときと2回のときがございます。それから文化財保護審議会委員さんを講師に迎えてというか先生という立場で、例えば昭島の史跡巡りなどの勉強会とか、こういったものも数回催しております。また今後、先ほど委員のほうから御指摘があった、こうしてください、ああしてくださいではなくて、ボランティアが何を考えて自主的にやるかというところでは、実は月1回連絡会という形で話し合いを開いていまして、そこでこんなことをしたいとかこうしたらいいんじゃないかという話を実際は伺っています。ただこれが新しい施設になりまして、もう少し求められてくるというふうを考えております。そうすると、自主的でさらに主体的な活動をしたいというところに最終的な目標を置きまして本年度の終わりから来年度以降にかけて、まずボランティアの数を増やしていく

と、それもある程度ジャンルで何がしたいかということで集めていこうというふうには考えております。最終的にその人たちが何らかの自主的なグループをつくっていただいて、その人たちが主体的に動けるような場の提供を考えていくことによって、ボランティアが非常に生き生きしてくるのではないかと委員さんの言われるとおりでと思いますので、同様の考えを持っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。そういうことはすごく大事だと思いますので、ただいま御説明いただいて感心したところでありますけれども、そういったボランティアの人たちの活動を指定管理者の業者さんの方針と合わずにそれがストップされてしまうことのないような、うまい協議のあり方というかそういうことをぜひ考えていただければなというふうに思います。

○委員（白川宗昭） 関連することだと思うんですけども、図書館のほうはきちっと今回新しいところに入ってしまうからいいんですけども、文化財のほうは一部外の文化財だとか、それだけじゃないわけですよ。郷土資料室はその文化財行政の中の一部なわけですよ。そうすると、やっぱりある意味で市のほうでやる部分と指定管理者のほうでやる、二重になっていくようなことが懸念されるような気がするんですね。同じことを二頭立てになりはしないか。あるいは意思疎通がしっかりしていればそこでうまくいくんですけどもそんなような懸念もちょっと持っているんです。だからやっぱり文化財委員会だとかボランティアだとかあわせて何か話し合いの場みたいなものをこれからつくって、常に連絡し合って協力体制というものをぜひ一つお願いをしたいなというふうに感じました。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 今まさに委員さんがおっしゃっていただいたとおり、昭島の知の拠点、要は昭島を知ってもらう拠点ということでの整備を、まず一つ基軸に置いていたします。ただこれは、現在の昭島を知っていただく分には観光まちづくり協会とか昭島市役所の内部で十分果たせることだと思うんです。いかに現在まで昭島が成り立ってきたかというところを発信する場所にしたいというふうには考えております。

先ほども委員さんがおっしゃられたとおり文化財保護審議会というのは、ちょっと言い方はおかしいかもしれませんが学芸員の集団ということで、この間もお話をお伺いしました。この集団は使わない手はないよと。私たちはいくらかでも協力しますという温かいお言葉をいただきまして、私どももやはり昭島を一番よく知っているのではないかとされる学芸員さんである文化財保護審議会委員さんと、それから熱意を持って参加していただけるボランティア、または見に来て興味を持っていただいた市民の方とか、広くまず御意見はいただくんですが、最初に言ったように、ここは知の拠点ということで発信地でありますので、実際の文化財というのは昭島全土に広がっておりますので、ここをいかに紹介できるか、そしてまたそのところを行った先で何ができるか、どうしたらその人たちがそれを見られるかというあたりは、当然文化財保護審議会とか先ほど言った市民ボランティア、このあたりと連絡を密にしてやっていきたいと思っておりますので、その

辺のお力添えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員（白川宗昭） わかりました。要するに最終的に全体を統括しているのは市であるということは当然だとは思いますが。図書館でもそうですけれども。そのところはきちっとしていくということがすごく大事だろうと思うんです。なんかこう投げちゃって安心したという感じを持たずに、ぜひ一つこれからもしっかりとやっていってほしいということでございます。

○委員（紅林由紀子） 二つあるんですけども、まず一つは先ほど実際にこれをしてこういう指定管理者をやっている会社自体がそれほど多くないという話をお聞きして、その多くない中で本当に昭島の図書館をやってくれるというか、その条件に合致する業者さんが本当にいるんだろうかというそれは単純な気持ちで、そこはどんなふうにお考えになっていらっしゃるのかというか、ちょっと調べたりしていらっしゃるのかどうかあれば、そこをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思いますのが一つ。

もう1件は図書館の件なんですけれども、前回の定例会の時も子供の読書について少し意見を述べさせていただいたんですけども、ここはつつじが丘南小の跡地にできるのは市の真ん中という点では東部にあった時よりもさらに子供が行ける利便性にはいいのかなと立地的にはいいのかなというふうに思うんですけども、とはいえやはり小学校の1・2年生が行けるかというとなかなか難しい、平日に行くのは難しいというふうに思っていて、そういった意味では子供の読書という点を考えますと、デパートなのかコンビニなのかといったらやっぱりコンビニのほうが本当は子供にとってはいいと思うんですね。お年寄りもそうだと思うんですけども、そういった点で一つは学校図書館というのが拠点として考えられるんじゃないかなというふうには思いますが、例えば将来的にそういうところ、あるいは地域での今、分館がありますけれどもより地域に密着したといった、そういった図書館的機能というか本と接する場を増やしていくということが大事になってくるんじゃないかなと私は感じているんですけども、もしそういうふうなことを考えていくとかした場合は、この指定管理者制度にした時に、それと例えば学校図書館との関わりとか、そういった分館との関わりとか、そういったものはどうなっていくんでしょうか。

○新図書館担当課長（磯村義人） まず事業者の候補ということでございますけれども、こちらにつきましては私もこの職につきましてからいろいろ調べてございます。見積り等も取ったりとかいうこともございますけれども、実際に実績のある企業複数、複数といっても今のところ私のところでは2社の中では興味は持っていたような部分はございます。

続きまして、新規の図書館ということですが、今回指定管理者制度を導入するとなりますと、分館も含めて全館指定管理者制度ということになりますのでまずは分館との連携につきましては、そのまま今と同じような形で連携が取れるものと考えてございます。そのあとの例えば分館以外のところ、まず学校との連携、学校との連携につきましても、先ほどのボランティアと同じようにこれま

で培ってきたものにつつまして、いいことにつつましてはすべて継続してやっていかなくちやいけないというふうに考えております。それが継続できるような算段をしていきたいなというふうに考えてございます。その中でさらに学校連携ではどんなことができているのかというのはまた、さらなるレベルアップを図るものならそれはそれで検討していかなくてはいけないのかなと考えてございます。今、市立会館のロビーに置かせていただいている部分がございます。定期的に切り替えはしているんですけどもそういうところをどう活用していくのか、いろいろな実態とかも調べながら、さらに拡充できるものなのかどうなのか、そういうこともまた検討していかなくてはいけないなというふうには考えております。以上でございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。ということはそういうことも含めて仕様書というか、そういう方針が決まったらそういうことも含めての仕様書にしていけるということなわけですね。

○新図書館担当課長（磯村義人） 市のほうで考えました、こうしたい、ああしたいということがすべてまずは仕様書に載ってまいります。それがまず最低限やっていたかなくてはいけないことということで要求水準になりますので、そこがベースとなります。さらにそこで業者選定の中でそれを上回る提案をしてくださいよと。同じ価格の中でさらにこれがいいものにできますよ、そういうところを評価していきながらいい図書館をつくっていったらというふうには考えてございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） 私のほうから提案というか。冒頭、この本件については今回の定例会と、そしてまた次回の定例会で協議をしていきたいというふうな私の考えを申し述べさせていただいた関係で、今日は事務局のほうからこの資料について説明をさせていただきました。若干時間を取りまして委員の皆様からも意見をもらっております。また改めて時間を委員さんのほうに取っていただいて次回の定例会のほうでまた協議を続けるということで、本日についてはこの件については一旦はここで収めたいと思うんですがよろしいでしょうか。

では、この協議事項につつましては次回も継続して協議をしていただくとそのようにいたしますのでよろしくお願いたします。

本日は協議事項につつましては1件となっておりますので、続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項1「平成29年度小学生英語チャレンジ体験事業について」と報告事項2「平成29年度中学生英語キャンプ事業」につつましては事務局より事前に一括して説明したいとの申し出がありましたので一括の説明を求めます。

○庶務課長（近藤俊哉） それでは、報告事項1「平成29年度小学生英語チャレンジ体験事業について」御報告いたします。

資料1を御覧ください。本事業につつましては、平成22年度から実施している

んですが、今年も国分寺市と共催で実施いたします。実施場所については昨年度と同様です。調布市八ヶ岳少年自然の家で期間は7月25日から27日までと2泊3日で行います。

対象は小学6年生で、募集人員は昭島市45人、国分寺市30人で75人を予定しております。応募が多数の場合は学校の割り振り等加味しまして抽選とさせていただきます。

事業内容はこちらに書いてあるとおりですが、トレーニングを受けたアメリカ人学生15人程度をリーダーとして行われる宿泊体験事業、これに参加いたします。一人のアメリカ人学生に昭島市と国分寺市の児童でグループを構成して活動をいたします。

参加費は7,000円で引率者は看護師を含め3人の予定です。

募集方法は、昭島市立学校に通う児童の場合、5月15日から各学校を通じて募集いたします。市外の小学校へ通う児童については5月15日号の広報で募集いたします。

続いて、報告事項2「平成29年度中学生英語キャンプ事業について」です。

資料2を御覧ください。本事業につきましても昨年と同様、国分寺市と東大和市3市で行います。実施場所は小学生英語チャレンジ体験事業と同様です。

対象は、中学2年生・3年生で募集人員は昭島市と東大和市が30人、国分寺市が15人を予定しております。

こちらでも応募が多数の場合は学校の割り振りを加味して抽選とさせていただきます。

事業の内容なんですけれども、小学生のほうとほぼ同様でございますが、英語のレベルが小学生と違うことから中学生のみのグループで活動を行います。キャンプファイアーなどについては合同で実施をする予定です。グループ構成はこの3市を含めたグループで活動してまいります。

参加費は7,000円で引率者は3名の予定です。募集方法は小学校と同じでございます。以上です。

○教育長（小林一己） 報告事項1及び2についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（白川宗昭） ちょっと感じたことで恐縮ですけど、毎年どうなっているかわからないものですから。引率者が3名ずつとなっているんですけども、これって少なくはないんですか。

○庶務課長（近藤俊哉） 中学生、小学生、全部で両方75人ずつで150人を予定しているんですけども、私も実際2年続けて行っておりますが、全体でこれで各市から職員が2名ずつ、東大和は1名ずつですけども5人いて、看護師1人で、これで十分対応はできております。実際、トレーニングを受けたアメリカ人にその方だけではなくて日本人のアドバイスするリーダーもつきますので、その辺は特に支障は出ておりません。

以上です。

○委員（白川宗昭） わかりました。

○教育長（小林一己） ほかに何か。よろしいですか。

それでは以上で報告事項 1 及び 2 を終わります。

続きまして、報告事項 3 「平成 29 年度中学生海外交流事業について」説明をお願いいたします。

○庶務課長（近藤俊哉） それでは報告事項 3 「平成 29 年度中学生海外交流事業について」御報告いたします。

本来は今年度シェントン・カレッジとの交流だったんですけども、先方の事情で校長先生が変わって教育のカリキュラムが変わったとか、生徒数が増えて校務すごく増えて交流事業まで手が回らないとか、そういった事情でシェントン・カレッジとは今後交流ができなくなってしまいました。この辺の事情を、昨年交流しましたパース・モダン・スクールに話をしまして、今年度イレギュラーで受け入れてもらえないかということでお話をさせていただいたところ、派遣事業のみ、こちらから行く分にはいいですよということで。ただし例年 20 人なんですけれども 15 名なら受入可能ですということでお話をいただきました。そういったお話をいただいたので、今年度は昨年度に引き続いてパース・モダン・スクールと交流事業を行います。

事業の内容についてなんですけれども、こちら報告資料 3 のとおり、今年度パース・モダン・スクールで、派遣期間が 7 月の 31 日から 8 月 8 日までの 8 泊 9 日、ホームステイ 6 泊、ホテル 1 泊、飛行機内で 1 泊を予定しております。

派遣人員は先ほども申しあげましたが 15 人で引率者は 3 人です。引率者は事務局 3 人を予定しております。

対象の派遣生は市内中学校へ通う生徒及び市内在住で市外の中学校へ通う生徒で市内 6 校の中学校からは 1 校あたり 2 名ぐらいつつということで、基本はそういう形で考えております。参加費は 10 万円となっております。

応募方法は例年どおり動機についての作文を 800 字以内で作成して提出することになります。

なお、市内の中学校へ通う生徒と市内在住で市外の中学校へ通う生徒とは募集方法及び周知方法が異なっております。

選考方法は作文審査と面接により決定いたします。面接者については中学の校長先生と教育委員会部課長で行う予定でございます。

海外交流事業については以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 3 についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいですか。

御意見がないようですので次に移りたいと思います。続きまして、報告事項 4 「平成 29 年度昭島市立学校教職員異動の概要について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項4「平成29年度昭島市立学校教職員異動の概要について」御報告いたします。

今年度の異動状況ですが、小学校が98名の教員が異動、そのうち転入教員が56名、そのうちの56名のうち昭島市内で動いた教員が4名、外転、外から来た教員が27名、それと新規採用教員が25名というふうになっております。また、小学校のほうの転出については42名です。内転が4名、それとほかの地区へ行った教員が29名、それと退職者が9名というふうになっております。

中学校のほうですが、中学校の教員は69名が異動しました。そのうち転入教員は34名、昭島市内で動いた教員が2名、外から入ってきた教員が22名、新規採用教員が10名というふうになっております。また、転出は35名となり中で動いた教員が2名、外転、外の地区へ、ほかの地区にいった教員が25名、退職者は8名となっております。転入の教員の前任者の地区については表にお示ししたとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項4についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 素朴な疑問で申しわけないんですけども、ことし辞令伝達式に出席させていただいて、新規採用の先生方が今年、多いなという印象だったんですが、これは全都的に、何年か前に定年される方が多くてというようなお話で多かった時期が、少し一山越えたのかなというふうに思っていたのですが、今年は割と多いのかなというふうに思ったんですが、全都的な傾向なのか昭島に新採の方が多く来たのかその辺と、内転の先生方に比べて外転の先生方がかなり多いように思うんですけども、これも毎年のことなのかどうか、その辺をお教えいただけますか。

○指導課長（岡部君夫） まず新規採用教員について、昭島市は大体毎年30人から35人ぐらい、そのような形で横ばいで新規採用教員を採用しております。全都的には大量採用時代が、小学校についてはほぼ収束して今後少しずつ減っております。昨年度、小学校東京都全体では1,500名の教員を採用選考の要綱では募集するというので、今年度は1,200名程度までこの29年度は減っております。東京都教育委員会での説明でも、今後小学校については徐々に新規採用教員は減っていく、中学校の教員については今、中学校の教員はかなり増えております。増えておりますが、しばらくこの状況が続いていくというようなところでございます。新規採用教員については、異動のいろんな条件で学級数が固まらないとなかなか3月の終わりぐらいまで実は学校と教育委員会で学級数を確定するというところはいろいろ転入、子供たちの転入がありますので、そういうところでぎりぎりやっていますので、ぎりぎりになって学級が増えたとか人数を確定したというところで新規採用教員しかいないというところで新採が多いということになってはいますが、これはどこの地区も全都的な傾向でございます。

それと2点目の内転教員と、外から、また外へという教員が多いというところ

なんですけれどもこれは教員の異動ということがありまして、大体基本的には一つの地区に教員は6年までが原則になっております。そして必ず東京都の都内の中で3つの地区を教員は回っていかねばいけないということでもありますので、年度によってその辺の人数は多少前後しますけれども、それについてはどこの地区も大体同じような傾向で3地区終わると昭島の市内で残りたいという先生は残れずし、ほかへという先生もおりますが、そのような制度になっておりますので、本市だけがこのような状況ということではございません。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項4を終わります。

続きまして、報告事項5「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規定の一部を改正する訓令」の説明をお願いいたします。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項5「昭島市立学校東京職員出勤簿管理規定の一部を改正する訓令」について御報告いたします。

資料を御覧ください。教育公務員特例法の改正に伴い規定の整備の必要があり東京都立学校職員出勤記録管理規定が改正されました。これに伴い、本市におきましても同様に昭島市立学校等教職員出勤簿管理規定を改正いたします。具体的には、今までは10年経験者研修という研修がありまして、教員になって11年目になると、初任者研修と同じように再度研修があったんですが、これが中堅教諭等資質向上研修1・2ということで変わりました。具体的には、今までは11年目に必ず受けなければいけなかったのが、今度は移行措置で11年目から13年目の間に公務等の関係で研修をやっていいですよということと、あともう一度、それが11年目なんですけれども、もう一つ、21年目から23年目の教員も、今までもそういう研修があったんですが、また義務づける悉皆の研修が入っております。それに伴ういろいろ法令改正に伴ってここの管理規定等を一部改正するものでございます。

以上です。

○教育長（小林一己） 報告事項5についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項5を終わります。

続きまして、報告事項6「平成29年度昭島市立小・中学校学級編成の状況について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項6「平成29年度昭島市立小・中学校学級編成の状況について」御報告いたします。資料6を御覧いただけますでしょうか。

まず1の各学校別児童・生徒及び学級数教員等でございます。まず最初に(1)の小学校でございます。4月の入学時の状況でございます。表の中の実数は児童数、括弧内の数字が学級数ということで表してございます。今年度も小学校1年

生と2年生が35人以下で1学級、3年生から6年生が40人以下で1学級というふうになっております。小学校全体の学級数は、190学級で昨年度の188学級より2学級、昭島市全体では増加しております。児童数は5,511名で昨年度の5,469名よりも42名、小学生は増加しております。

次に、特別支援学級の固定級の児童数ですが、共成小学校が9名で昨年度よりも2名の減、つつじが丘小学校が30名で昨年度より6名の増、田中小学校が12名で昨年度より2名の増というふうになっております。

続きまして、隣の(2)の中学校でございます。中学校については今年度も第1学年については中学校1年生35人以下学級対応加配ということで中1が35人で、1学級、2・3年生で40人以下で1学級というふうになっております。中学校全体の学級数は81学級で昨年度より3学級減、生徒数は2,633名で昨年度より60名の減というふうになっております。

次に、特別支援学級の固定数の生徒数ですが、昭和中学校が19名で昨年度より2名の減、多摩辺中学校が15名で昨年度より7名の減というふうになっております。

続きまして4と5、次ページを御覧いただけますでしょうか。特別支援学級、通級及び特別支援教室の学年別の内訳でございます。まず、富士見丘小学校の言語障害の通級指導学級の生徒数は35名、難聴が1名というふうになっております。情緒通級指導学級では東小学校が24名、光華小学校が12名、拝島第三小学校が8名となっております。これは通級指導学級、小学校はこれは平成30年度から全校が開始するというので、まだ一部特別支援教室のほうに移行しておりませんのでその学校がありますので、まだ通級指導学級ということで人数がここで示させていただいているところでございます。

次に特別支援教室の在学者でございます。5番のほうになります。東小学校が10名、富士見丘小学校は16名、中神小学校は7名、光華小学校が12名、つつじが丘小学校が27名、武蔵野小学校が13名、拝島第一小学校が19名、拝島第三小学校が34名となっております。表にはないんですが、教員の数ですが今年度は19名の教員を配置しております。昨年度の16名から3名増員というふうになっております。各学校の教員の配置数ですが、東小学校が5名、つつじが丘小学校が4名、光華小学校が3名、拝島第三小学校が7名の配置というふうになっております。

次に、中学校の特別支援学級、情緒通級学級ですが、昭和中学校が19名、瑞雲中学校が15名となっております。なお、ここには資料はございませんが、私立、都立、国立学校への入学状況ですが、小学校、幼稚園、保育所からの小学校へは14名の新生が私立学校等に入学しております。入学通知書を出したのが902名ですので、大体1.5%のお子さんが私立の小学校へ入学しております。中学校ですが、中学校は101名の新生が私立等へ入学いたしました。小学校から中学校へというところですが、入学通知等を出したのが913名ですので11.1%の生徒が私立学校等へ中学校のほうへ入学しております。この11.1%については若干増えている傾向でございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項6の説明が終わりました。
本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 2点あるんですけども、1点目は特別支援の固定級で共成小が6年生6名で、今年度卒業してしまうと今度どのぐらい入るか未知数なので何とも言えませんが、対してつつじが丘のほうは30名ということでかなり人数の差ができてきていて、固定級の場合はずっとそのクラスの中で生活していく、学校生活をしていくわけですので、あまりにも人数が少ないというのは運営上どうなんだろうかという、友達関係とかそういう部分が少し懸念があるんですが、その点はどうお考えになっているんでしょうかという点が1点。

そして2点目は、この4と5の表の見方がちょっと、要は通級と特別支援教室と今併存している状態だと思うんですけども、この特別支援教室で東小学校と富士見丘小学校はそれぞれ10名、16名といるんですけども、通級では24名というふうになっているのは、どういうふうに見ていけばいいのかというのがちょっとすみません、よくわからないんですけども、その学校に東小に在学、籍があっておおぞらに通っているお子さんが10名、富士見にいて特別支援教室にも行っている人が16名となったときに、この東小学校の通級24名というのはそれ以外の数なのかどうなのか、ちょっとすみません、その見方を教えてください。

○統括指導主事（長崎将幸） まず特別支援学級、固定制の人数の中の共成小学校の1年生、2年生の数が座席がゼロだということなんですけれども、特別支援学級の固定制の学級はやはり毎日通うというところがありますので、学区を定めております。その中で共成小学校の学区にあたる知的の固定学級に進むお子さんが今のところいないという現状でございます。共成小学校に通う対象地域にそういうお子さんがいらっしゃれば共成小学校に入学するという形になっております。なのでなかなか難しいところはあるのかなと思います。

2点目の通級指導学級と特別支援教室の在籍者のところなんですけれども、委員がおっしゃいましたように東小学校に在籍しておおぞら学級を利用している児童につきましては5番の特別支援教室のところの10名でございます。4番の上にある特別支援学級通級在学者の東小学校のお子さんの数は、今、共成小学校それから玉川小学校に籍があり東小学校に通ってきているお子さんの数になります。今年度、移行期間で30年度から全小学校が特別支援教室設置になりますので、来年度のこの在籍者数の内訳はすべて5番の特別支援教室在学者というところに行くような形になっております。なので、そのほかの光華小学校につきましても成隣小学校、田中小学校の児童、それから拝島第三小学校の8名のこの欄も拝島第二小学校に在籍しているお子さんの数という形になります。

以上でございます。

○指導課長（岡部君夫） 1点目のところで統括のほうから説明をさせていただいたところですが、本当に知的の固定学級についてはこのところ減少傾向にあって、非常に私たちもどうということが、あらゆる側面から理由があるのかなというところで探っているところはあります。ただ東京都の特別支援の計画なんかを見ています

と今後も知的なお子さんたちは増えていく傾向にあるということも聞いておりますので、その辺との昭島市の中でのいうところの、どうなのかなというところで今後は考えていかなければいけないところかなと思っております。人数が減ってしまうと固定級でという、友達関係も固定化してしまっていることは委員がおっしゃるとおり心配なところでもあるんですが、一つは少人数のメリットを生かして指導を充実させていくということと、あと通常の、要するに共成小にあるということは通常学級の生徒もいますので、今非常に交流とかそういうことはさかんに行っていきたいと思いますということで学校も工夫しておりますので、そういうことで補える部分は補って固定級の子供たちのそういう教育も充実をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項6を終わります。
続きまして、報告事項7「平成28年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項7「平成28年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について」御報告いたします。

これは児童生徒に対し通学すべき学校を教育委員会として法令により定めるところでございます。教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てによって指定した学校を変更することができるというふうにされております。教育委員会ではあくまで指定校変更の基準を設けてそれに沿って対応しているところでございます。

全体で申し上げますと小学校は135名、中学校は72名が指定校変更、基準に基づいて学校を変更しております。変更の理由についてはそのこの表のところに出ていとおりでございます。

次に、2の区域外就学でございますがこれは市外から市内の学校へ、また市内から市外の学校へ通うことを教育委員会が承諾し就学をするものでございます。市内から市外への転出等については住民票が市外にありますが、本市の学校に通いたいという方が小学校で20名、中学校で12名の合計32名で、昨年度より6名の増となっております。また本市に転入してきたんですが、引き続き他市の学校へ通いたいという方が小学校で13名、中学校で12名、合計で25名で昨年度より15名の減というふうになっております。理由の内訳等につきましてはその右の欄にお示しいたしましたので御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項7の説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項7を終わります。

続きまして、報告事項8「平成30年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採

択方法について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項 8 「平成 30 年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」御報告いたします。

平成 30 年度昭島市立小中学校で使用する教科用図書につきましては、平成 29 年度使用教科書と同一の教科用図書を採択いたします。ただし、平成 30 年度から小学校において「特別の教科 道徳」の指導が開始されます。そのため昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、新たに小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択を実施いたします。また学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書については毎年度採択を行うことができるため、昭島市立学校における特別支援学級使用教科用図書の採択に関する要綱に基づき、適切なものを採択してまいります。採択の事務日程及び手順につきましては別紙を御覧ください。採択につきましては 8 月の定例教育委員会で行う予定でございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項 8 の説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項 8 を終わります。

続きまして、報告事項 9 「平成 28 年度就学支援の状況について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項 9 「平成 28 年度就学支援の状況について」御報告いたします。

若干時間をいただいて人数も報告させていただきたいと思います。1 の就学相談結果は平成 29 年度に新たに小中学校に就学する児童生徒の相談に対しまして、通常の学校が適しているのか特別支援学級が適しているのか、また特別支援学校が適しているのか判定した結果でございます。なお判定に対して実際の進学先を右の欄に記載してございます。

小学校では全体で 69 人の相談がありました。これに対して特別支援学級が適していると判定が出た児童が 10 人、特別支援学校が適しているという判定が出た児童が 10 人、通常の学級が適しているという判定が出た児童が 21 人で行いました。また相談のみで判定までいかなかった児童が 28 人で行いました。

中学校では、相談者数が 13 人、特別支援学級が適しているという判定が出た生徒が 10 名、特別支援学校が適しているという判定が出た生徒が 2 人、相談のみの生徒が 1 人で行いました。

2 の転学相談の結果でございます。こちらは転学につきましては、年度の途中で通常の学級に通っている児童生徒が特別支援学級や特別支援学校に移る、またその逆に特別支援学級や特別支援学校の児童生徒が通常の学級に移るといった相談に対しての結果でございます。

小学校では 8 名の児童から相談がございました。判定は特別支援学級が 6 人、特別支援学級から通常の学級に移る児童が 1 人、相談のみが 1 人で行いました。中学校では 5 人の生徒からの相談に対しまして特別支援学級が 3 人、特別支援学

校が1人、相談のみが1人で行いました。

続いて、次のページ3の情緒障害等入級相談結果でございます。情緒障害等通級指導学級また特別支援教室への入級に対する相談の判定結果でございます。

小学校では68人の児童からの相談がございまして入級が適していると判定された児童が65人、入級が不適であるという判定をされた児童が1人、転学が相当であるという児童が2人、相談のみの児童はおりませんでした。

中学校では20人の生徒からの相談に対しまして、入級が適当と判断された生徒が16人、入級は不適当であると判断された生徒が1人、相談のみで終わった生徒が3人で行いました。

4の情緒障害等退級相談結果でございます。平成28年度は退級が適していると判定された小学校児童が1人、中学校の生徒はおりませんでした。

5番の難聴言語入級相談結果でございます。こちらは難聴言語の入級判定でございます。17人の児童からの相談に対して言語の通級の入級が適当と判定を受けた児童が15人、入級不適が2人となっております。

最後に難聴言語退級相談結果でございますが指導の効果から退級が適と判断された児童は8人となっております。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項9についての説明が終わりました。

本件に対する質問等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 2点あるんですけども1点目は、2ページ目の情緒障害等入級相談結果の転学適という言葉はどういう意味なのかをちょっと教えていただきたいというふうに。転学っていうのは入級とはまた別なんだと思います。ちょっと教えていただきたいというのと、あともう1点は、1ページ目の就学相談結果で小学校で通常学級というふうに判定されて、結果として杉の子さんに行ったという方が一人いらっしゃるというのは、ちょっとあまりないことかなと思うんですけども、やはりこれは保護者の方の意向なのかというようなことを少し、もし差し支えなければ状況を教えていただきたいなというふうに思います。

○統括指導主事（長崎将幸） まず情緒障害等入級相談結果のところの転学適というところでございますが、こちらにつきましては情緒障害等通級指導学級、また特別支援教室につきましては、発達障害のあるお子さんに対してコミュニケーションであったり、障害等のことについて克服をするような形の自立活動の指導を行っている学級ではございます。その中で、相談していく中でやはり知的な障害があるということが医師のほうから判定が生まれて、そうであれば情緒障害を対象とした通級指導学級ではなくて知的の固定学級に転学をされたほうがよいのではないかとということでこのような判定が出されております。

続きまして、就学相談の結果なんですけれども、なかなか知的障害のあるなしというところで、やはり境界域のお子さんがいらっしゃいまして、その中で就学相談委員会の決定としては、まず通常の学級でやってみてそれでもなかなか厳しい場合は固定級に途中で転学でもというようなお話、判定にはなったんですけども

ども、実際に入学前に校長先生との面談等を通しながら、やはりちょっと最初のスタートからスムーズに知的障害の学級に入ったほうがよいのではないかという協議の結果、保護者のほうからも強い希望があるということも踏まえまして、今回はこのケースで知的障害の固定学級に最初から入学したということだと思います。

以上でございます。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項9を終わります。
続きまして、報告事項10「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画(案)」に係るパブリックコメントの結果について」報告を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 報告事項10「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画(案)」に係るパブリックコメントの結果について」御報告させていただきます。

それではまず御報告させていただく前にちょっと1点修正がございましたのでそのところを御説明させていただきます。お手元に配布させていただいております2枚目のパブリックコメントの結果の資料の1ページ目の2の意見に対する市の考え方の欄の中段にある「新清掃工場整備基本計画原案」となっておりますが、この計画は既に策定しておりましたので、この「原案」というところを削除していただくようお手数をおかけしますがよろしく願いいたします。

それでは報告に移らせていただきます。

昭島市学校給食共同調理場整備基本計画(案)につきましては、昭島市学校給食運営審議会から「学校給食共同調理場建設に伴う整備内容等について」答申をいただき、その内容を踏まえ整備基本計画案をまとめ、この案について3月1日、水曜から4月3日、月曜までの34日間パブリックコメントを実施いたしました。

実施した結果、市内在住の3人の方から持参と電子メールにより御意見の提出があり、全体で11件の御意見をいただきました。その意見の主な内容としましては整備の基本方針に関することや、安全安心な学校給食を提供するための整備内容に関すること、学校給食共同調理場整備の概要に関すること、提供する献立の基本方針に関することなどとなっております。

このような御意見をいただきましたので、御意見に対する考え方について検討し、本日の資料のとおりまとめましたので御報告させていただきます。

それぞれの御意見と考え方につきましてはお手元の資料を御覧いただければと存じます。

なお、今回いただいた御意見から整備基本計画の案に反映し修正する箇所はありませんでした。また、このパブリックコメントの結果を今月24日に開催します学校給食運営審議会では報告し、整備基本計画案を最終のものとしてまとめ、この案を5月の教育委員会定例会で整備基本計画の内容について御審議いただく予定となっております。

なお、本日報告させていただきましたこのパブリックコメントの結果につきましては、今後、市のホームページで公表してまいりたいと思います。

○教育長（小林一己） 報告事項 10 についての説明が終わりました。

本件に対する質問等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項 10 を終わります。

続きまして、報告事項 11 「「キザミのり」による食中毒の発生に伴う学校給食の対応について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは報告事項 11 「「キザミのり」による食中毒の発生にともなう学校給食の対応について」説明させていただきます。

前回の教育委員会定例会で立川市、小平市で学校給食による食中毒が発生したことに伴い、この原因の詳細が判明するまでの間は、のり、のりを含むすべてのものの使用を中止することについて報告させていただきました。その後、今回の原因の詳細が判明したことから立川市では食中毒防止対策が発表されており、その内容も参考としながら栄養士と今後の対応について検討し、3月下旬にその対応について決定いたしました。

決定した内容については2点あります。1点目は、キザミのりなど、非加熱で給食で使用するものについては製造工程をより細かく確認することにより安全性を確かめてから使用すること、2点目はのりを含むすべての食材のうち加熱してから使用するものについては4月から使用していくことといたしました。

この内容については4月5日に各学校長に連絡するとともに、児童生徒の保護者宛に文書を学校から配布していただきました。現在のところ、この件に関し保護者の方からの問い合わせ等はございません。新学期も始まり給食も開始しておりますが、この内容に注意していくとともに引き続き衛生管理の徹底に努め、このような事故がなく安全で安心な給食の提供に努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項 11 の説明が終わりました。

御意見等をお願いいたします。

よろしいですか。以上で報告事項 11 を終わります。

続きまして、報告事項 12 「平成 29 年度青少年健全育成活動方針」について説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） それでは、青少年健全育成活動基本方針について御説明申し上げます。

昭島市青少年問題協議会では青少年健全育成活動基本方針を、専門部会を設け、通常3年ごとに見直しをはかっております。これに伴い平成29年度から31年度までの3カ年の育成の活動基本方針等を策定いたしましたので御報告申し上げます。

前回からの見直し内容に大きな変更点はございませんが、記載の表現で2点御説明させていただきます。まず、「青少年」という表現をこれまで用いておりましたが、次代を担う子供たちの育成のため幅広い年齢を視野に入れる必要があると

考え、また昭島市の子どもたちすべてを対象としていることから、方針の中のこれまでの「青少年」という表記をすべて「子どもたち」に改めました。

次に、市民や子どもたちが読んでわかりやすい基本方針をつくることを目指し、より主体的な表現にいたしました。2ページを御覧ください。これまで御説明した表現の変更により、基本方針や重点項目も以前は長文で子どもたちには理解が難しいのではないかとというような表現でしたものを、子どもたちが読んでもわかりやすいように具体的なものにいたしました。

以上、簡略な説明ですが御報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項12の説明が終わりました。

本件に対する質問等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 質問ではなく、私、協議会の委員をさせていただいておまして、そしてこの基本方針の策定にも委員会のほうで係らせていただきました。いろいろリソーの所長さんとか池田先生とかいろいろさまざまな皆様とともに基本方針を策定していったんですけれども、やはり子供が健全に育つためには家庭が大事である、さらに家庭を学校と地域と市民全体で支えていくということがとても重要であるということが皆さん意見の中から出て、そしてそのためには市民の皆さんにこの思いを届けるために今回とても簡単な、読んでわかる標語的な活動項目というふうにしましょうというような話し合いを重ねて、このようなものができました。ということでぜひ多くの市民の皆様がこの基本方針が目にとまることを希望しております。

ということで一言、感想というかこれをつくってきましたということで御報告させていただきました。

○教育長（小林一己） ありがとうございます。私もこの青少年問題協議会に出席をさせていただいてこの報告を受けております。そのときに策定した委員の皆様が非常に作成する間、充実をしたという言葉をいただいております。その間、今まで大きな変更がなく対応していた部分を皆さんの熱心な発言によって満足したものができたというコメントもいただいておりますので、私のほうからも付け加えさせていただきます。

紅林委員、御苦勞様でございました。

それでは報告事項12を終わりたいと思います。

以上で報告事項1から12までの説明が終わりました。報告事項13から26につきましては資料配付となっておりますが、この中で事務局への質問等がありましたらお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 1点だけなんですけど、報告事項18の「昭島市特別支援教育推進計画策定委員会要綱の一部改正」ということなんですけれども、構成メンバーがかなり前回から変わっているように思うんですけども、これはどのような経緯でどのようなことを意図してこのように変更されたのかお聞かせいただければと思うんですけども、やはり現場の、以前ですと小中学校の先生方がかなり入っていらし

たりということがあります。あと教育相談員の皆さんとか、そういった実際にこの特別な支援を要する子供たちと日々接している方々の意見が入りにくくなったりはしないだろうかとちょっと思う点もあるんですが、その辺についてはどうでしょうかということをお教えください。

○統括指導主事（長崎将幸） 今回の構成メンバーの改訂のところなんですけれども、まず一つは、今東京都でも特別支援教育推進計画を今年度から新しいものがスタートしているところなんです、やはりエリアネットワークというところで都立の特別支援学校との連携協力体制というものがとても重視されています。また学校教育だけではなく他機関との連携というところも多いところで、やはり切れ目のない支援をしていく必要があるだろうというところで福祉部門であったり子育て部門の各担当課にも入っていただきたいというところで改訂をしたところです。また、学識経験者に入ってくださいとことにより専門的な見地からもこの計画を進めていこうという観点で変えさせていただきました。

逆に、先生方の意見は校長先生を通じて反映されることになりますので、逆にもっと広い視野からの検討という観点でこのような構成に変更させていただきました。

また、指導主事については事務局として入りますので、そういうところからでもさまざまな意見を聞いて計画を策定したいというふうに考えております。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにないようでしたら報告事項についてはこれで終わりたいと思いますがよろしいですか。

続きまして、その他の事項について事務局から何かありますか。

ないようですので、次に次回の教育委員会日程について報告をお願いいたします。

○庶務課長（近藤俊哉） 次回の教育委員会定例会の日程でございます。

5月25日木曜日午後2時30分から場所は市役所301会議室で行います。

なお、当日は午後1時30分から育英会がありますのでよろしく願いいたします。以上です。

○教育長（小林一己） 次回の教育委員会定例会は、5月25日、2時半から301会議室ということで日程調整をよろしく願いいたします。

それと、最後に私のほうから本日の協議事項につきましては、次回5月25日の時においても協議をさせていただきます。大変恐縮ですけれども本日お渡しました協議事項の資料を当日お持ちになっていただければと思っております。

それとは別に私の考えとしまして教育委員会として教育委員会の考え方をパブリックコメントしたいと、こういうふうに思っておりますのでパブリックコメントをする際の5月25日には、教育委員の皆さんの意見もお聞きしたいと、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。第4回定

例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署名委員

5 番 委 員

1 番 委 員

調 整 担 当